

小児科だより vol.75

～ エピペン® ～

2022.12.1 発行

こんにちは。今年も残すところ、あとひと月となりました。当科では、今年も10月中旬よりインフルエンザウイルスの予防接種を開始しております。国内では、過去2シーズン（2020/21、2021/22）インフルエンザが流行しなかったため、現在3歳未満の乳幼児のほとんどは免疫がないと考えられております。また、過去のインフルエンザの年代別入院患者数をみると、特にこの年代の割合がほかのこどもの年代よりも高いことから、静岡県では、この年齢の乳幼児に対するインフルエンザワクチン接種に関して、今シーズンは助成する制度を設けました。詳細は、静岡県のホームページをご参照下さい。



さて、今月の小児科だよりは、食物アレルギーをもっているお子さんに対して、普段から備えるためのものとして知られており、最近ではワクチン接種に関してもニュースになっているアドレナリンの筋肉注射（薬剤名：エピペン®）についてお話しさせていただきます。

アレルギーの症状は様々ありますが、アナフィラキシーと判断した場合、アドレナリンの筋肉注射を速やかに投与する必要があります。アナフィラキシーとは、ガイドラインでは皮膚症状（じんましん、掻痒感など）、呼吸器症状（喘鳴、呼吸困難など）、循環器症状（血圧低下、意識障害など）、消化器症状（強い腹痛、嘔吐など）から判断し、通常急速に進行し、時に致死的な状態（アナフィラキシーショック）となります。そのため、リスクの高い患者には、アドレナリン自己注射薬であるエピペン®を処方します。

日本小児アレルギー学会アナフィラキシー対応ワーキンググループによるアドレナリン自己注射薬使用症例集積調査によると、総計266例のうち、食物によるものは240例であり、そのうち67例は学校、保育所などで使用され、教員・保育士などにより使用されたのは39例（58%）でした。低年齢児では、本人が使用するのとは不可能であり、教職員の協力が不可欠です。救命の現場に居合わせた教職員が注射することは、医師法違反にならないことが確認されています。それ以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点から、やむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定により、その責任は問われません。

それぞれの患者さんの重症度、症状を誘発した食べ物の摂取量、合併する気管支喘息および、緊急受診する医療機関へのアクセスなどの地理的条件なども加味して、適応を判断します。気になる方は小児科外来でご相談ください。